

## 第 5 章 地域の概況



## 第5章 地域の概況

既存資料の収集・整理により、地域特性を把握した。

既存資料の調査範囲は、「埼玉県環境影響評価条例」第4条第3項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画地周辺 3km とし、川島町、坂戸市、川越市、東松山市（以下、「関係市町」という。）を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大、または縮小した。

### 5.1 社会的状況

#### 5.1.1 人口及び産業の状況

##### (1) 人口

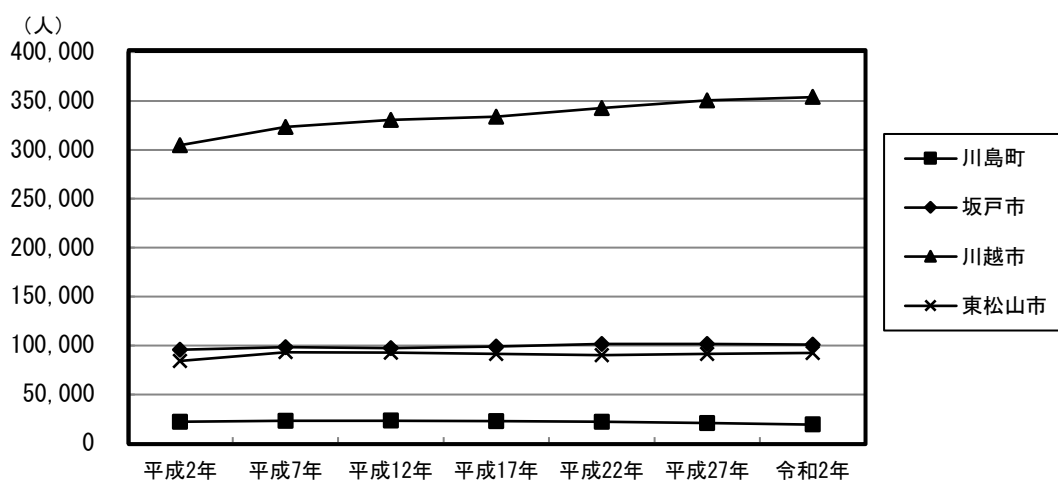
関係市町の人口等の状況は表 5.1.1-1 に、人口の推移は図 5.1.1-1 に示すとおりである。

計画地が位置する川島町の令和2年10月における人口は19,460人であり、平成2年から横ばい傾向である。関係市町の中で最も人口が多いのは川越市で、平成2年から令和2年まで増加傾向で推移している。その他の市町では、坂戸市及び東松山市は、横ばい傾向である。

表 5.1.1-1 人口・世帯数の状況(令和2年10月1日現在)

市町村名	人口(人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
	総数	男	女		
川島町	19,460	9,879	9,581	7,444	467.5
坂戸市	100,849	50,656	50,193	45,217	2,458.5
川越市	354,168	176,743	177,425	155,999	3,245.4
東松山市	92,413	46,799	45,614	40,528	1,414.1

出典:「埼玉県推計人口 最新情報」(埼玉県ホームページ)



注) 各年10月1日現在。

出典:「埼玉県統計年鑑(令和元年)」(令和2年1月、埼玉県総務部統計課)

「埼玉県推計人口 最新情報」(埼玉県ホームページ)

図 5.1.1-1 人口の推移

## (2) 産 業

関係市町の産業別従業者数は、表 5.1.1-2 に示すとおりである。

川島町では製造業の割合が最も高く、その他の関係市町では坂戸市及び東松山市は製造業、川越市は卸売業・小売業の割合が最も高い。

表 5.1.1-2 産業分類別従業者数の状況

分 類	川島町		坂戸市		川越市		東松山市	
	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
農林、漁業	40	0.4	14	0.0	192	0.1	71	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	6	0.0	7	0.0
建設業	714	6.5	1,477	4.9	7,774	5.5	1,968	5.1
製造業	4,357	39.4	7,224	23.9	23,885	16.9	8,321	21.6
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	84	0.3	630	0.4	145	0.4
情報通信業	8	0.1	146	0.5	911	0.6	37	0.1
運輸業、郵便業	2,085	18.8	1,745	5.8	8,813	6.2	3,305	8.6
卸売業、小売業	1,393	12.6	5,673	18.8	29,962	21.2	7,814	20.3
金融業、保険業	31	0.3	484	1.6	3,156	2.2	626	1.6
不動産業、物品賃貸業	109	1.0	592	2.0	2,960	2.1	558	1.4
学術研究、 専門・技術サービス業	101	0.9	551	1.8	4,976	3.5	680	1.8
宿泊業、飲食サービス業	506	4.6	2,855	9.4	12,812	9.1	4,109	10.7
生活関連サービス業、娯楽業	145	1.3	1,544	5.1	5,710	4.0	1,855	4.8
教育、学習支援業	108	1.0	2,231	7.4	5,412	3.8	1,739	4.5
医療、福祉	661	6.0	3,765	12.5	17,679	12.5	5,015	13.0
複合サービス事業	59	0.5	484	1.6	1,689	1.2	485	1.3
サービス業 (他に分類されないもの)	748	6.8	1,371	4.5	14,515	10.3	1,790	4.6
非農林漁業(公務を除く)	11,025	99.6	30,226	100.0	140,890	99.9	38,454	99.8
全産業(公務を除く)	11,065	100.0	30,240	100.0	141,082	100.0	38,525	100.0

注)平成 28 年 6 月 1 日現在

出典:「平成 28 年経済センサス 活動調査」(平成 30 年 6 月、政府統計の総合窓口(e-Stat))

## 5.1.2 土地利用の状況

### (1) 地目別土地利用

関係市町の地目別土地利用面積は、表 5.1.2-1 に示すとおりである。

川島町の地目別土地利用面積は田が最も多く、全体の 47.9% を占めている。次いで、畑が 28.1%、宅地が 18.6% となっており、農地の面積が大きい。その他の関係市町については、坂戸市、川越市及び東松山市では、宅地の割合が最も多くなっている。

表 5.1.2-1 地目別土地利用面積(平成 31 年 1 月 1 日現在)

単位: ha

市町名	地目 項目	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
		面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
川島町	面積 (ha)	1,425.5	835.3	554.9	8.2	15.2	-	25.8	108.2
	割合 (%)	47.9	28.1	18.6	0.3	0.5	-	0.9	3.6
坂戸市	面積 (ha)	677.7	639.3	1,111.7	4.1	128.4	0.7	73.1	547.2
	割合 (%)	21.3	20.0	34.9	0.1	4.0	0.0	2.3	17.2
川越市	面積 (ha)	2,041.9	1,677.3	3,541.2	6.6	332.9	-	39.0	997.8
	割合 (%)	23.6	19.4	41.0	0.1	3.9	-	0.5	11.1
東松山市	面積 (ha)	930.8	1,212.1	1,444.8	26.8	739.8	-	30.9	811.4
	割合 (%)	17.9	23.3	27.8	0.5	14.2	-	0.6	15.6

注) 1. この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で、非課税も含まれる。

2. 「雑種地」には、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等が含まれる。

3. 墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地等は、本表には含まれない。

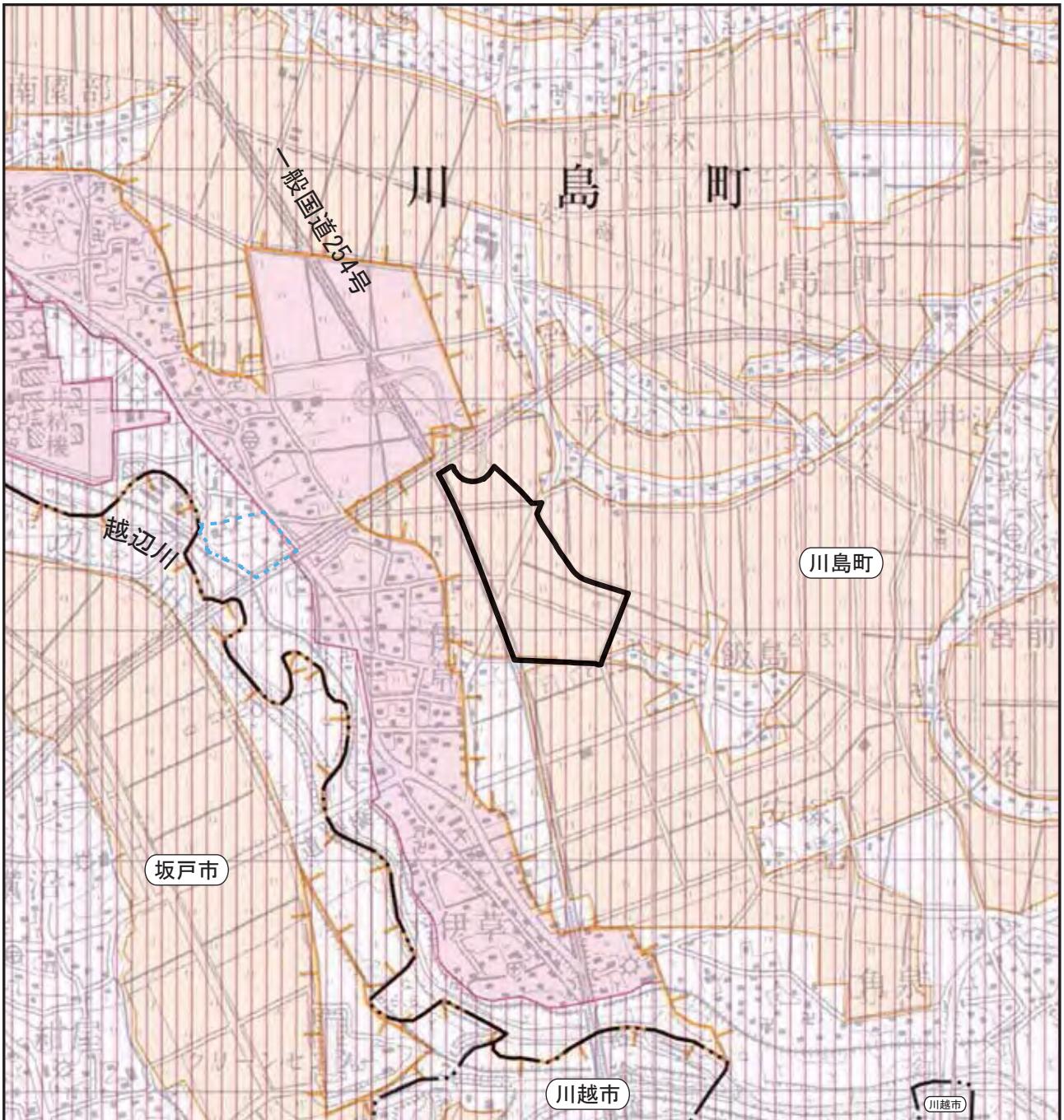
出典:「埼玉県統計年鑑(令和 2 年)」(令和 3 年 3 月、埼玉県総務部統計課)

### (2) 土地利用計画の状況






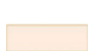
計画地及び周辺の土地利用基本計画図は、図 5.1.2-1 に示すとおりである。

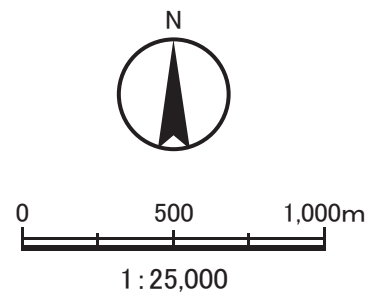
計画地及び周辺は、主に市街化調整区域であり、計画地は全域が市街化調整区域、農用地区域に指定されている。一方、計画地の北側に位置する圏央道川島インターチェンジの周辺及び計画地西側を隣接して走る一般国道 254 号と一級河川越辺川の間には、市街化区域及び市街化調整区域に指定されている地域が広がっている。

計画地及び周辺の都市計画用途地域及び農業振興地域農用地利用区分図は、図 5.1.2-2 に示すとおりである。計画地は、農業振興地域内に位置しており、農用地区域(田)に指定されている。



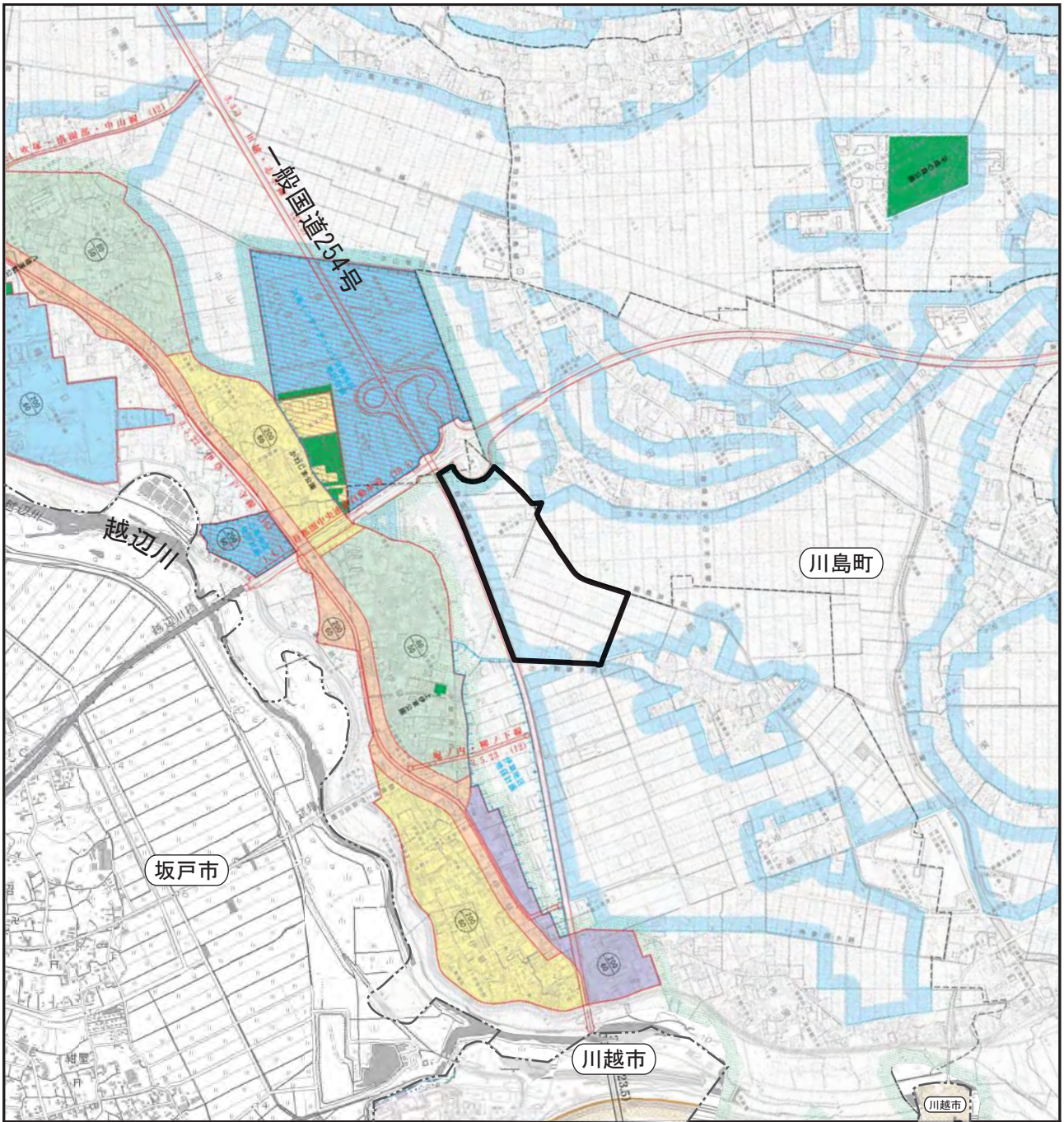
凡例

- |   |       |   |           |
|---|-------|---|-----------|
|  | : 計画地 |  | : 市街化区域   |
|  | : 市町界 |  | : 市街化調整区域 |
|   |       |  | : 農業地域    |
|   |       |  | : 農用地区域   |



注) 図中、水色点線で囲っている三島地区については、現在、市街化区域に編入されている。  
 出典: 「埼玉県土地利用基本計画図3-2」(平成25年2月、埼玉県)

図5.1.2-1 土地利用基本計画図



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 市街化区域
- : 第一種低層住居専用地域
- : 第一種住居地域
- : 第二種住居地域
- : 準工業地域
- : 工業地域
- : 工業専用地域
- : 農業振興地域
- : 農用地区域(田)
- : 都市公園
- : 市街化調整区域内建築物形態規制A地区



1 : 25,000

出典:「川島町都市計画用途地域図・川島町農業振興地域農用地利用区分図」  
 (令和2年3月修正、川島町)  
 「e-マップさかど(都市計画情報)」(坂戸市地図情報サイト)  
 「川越市都市計画図」(令和2年9月、川越市)

図5.1.2-2 都市計画用途地域及び農業振興地域農用地利用区分図

### 5.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

#### (1) 河川及び湖沼の分布

計画地周辺の河川の分布状況は、図 5.1.3-1 に示すとおりである。

計画地周辺には、計画地の西側を一級河川越辺川が南北に、南側を一級河川入間川が東西に流れている。越辺川は、支川の大谷川や小畔川が流入した後、計画地の南東で入間川に合流する。また、計画地の北側から南東方向には一級河川安藤川が流れており、計画地の南東で入間川に合流している。

#### (2) 上水道

関係市町における水道の状況は、表 5.1.3-1 に示すとおりである。計画地が位置する川島町の水道普及率は、99.9%である。

表 5.1.3-1 水道の状況(平成 30 年度)

市町村名	行政区域内総人口 (人)	計画給水人口 <sup>注)</sup> (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
川島町	19,901	29,100	19,888	99.9
坂戸市	101,456	114,900	100,407	99.0
川越市	354,000	353,592	354,000	100.0
東松山市	92,187	106,000	90,094	97.7

注) 計画給水人口は、上水道及び簡易水道の計画給水人口と、専用水道の確認時給水人口の和である。  
出典:「埼玉県の水道 令和元年度版(平成 30 年度水道統計調査資料)」(令和 2 年 3 月、埼玉県保健医療部生活衛生課)

#### (3) 農業用水

計画地は主として水田及び畑地等の耕作地として利用されており、計画地及び周辺には、農業用水路が張り巡らされている。

「環境総合計画」(見直し版)(令和 3 年 3 月、川島町)によると、川島町の地形は北西に高く南東に低くなっており、主な農業用水は都幾川、越辺川などから取水され、下流の出丸地区で入間川、荒川に排水されている。

#### (4) 内水面漁業

計画地周辺を流れる荒川、入間川、越辺川等において、漁業権が設定されている。免許番号は共第 2 号及び共第 3 号であり、漁業権の内容は表 5.1.3-2 に示すとおりである。

表 5.1.3-2 漁業権の内容

河川名	免許番号	漁業権者	魚種
荒川、市野川 新江川	共第 2 号	埼玉南部、武蔵 入間	あゆ、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、 どじょう、わかさぎ、なまず
越辺川、入間川 横塚川、安藤川 飯盛川、小畔川 都幾川	共第 3 号	武蔵、埼玉西部 入間、埼玉南部	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、 うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なまず

出典:「埼玉の水産/漁業権漁場・魚種一覧」(埼玉県ホームページ)



### (5) 地下水の利用状況

関係市町における地下水採取量の推移は、表 5.1.3-3 に示すとおりである。

川島町の地下水採取量は、平成 28 年まで減少傾向であったが、平成 29 年から水道用としての利用が大幅に増加している。なお、地下水の用途は、4 市町とも水道用としての利用が最も多い。

表 5.1.3-3 地下水採取量の推移

単位：m<sup>3</sup>/日

市町村名	用途	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
川島町	水道用	798.4	571.5	2,986.2	3,830.3	3,588.5
	建築物用	118.6	130.2	95.6	100.6	57.3
	工業用	526.7	248.9	255.7	167.7	294.1
	計	1,443.7	950.6	3,337.5	4,098.6	3,939.9
坂戸市	水道用	11,087.1	10,827.1	9,616.4	10,040.0	9,926.3
	建築物用	325.6	292.3	254.0	271.3	53.4
	工業用	485.2	474.9	420.0	483.8	426.2
	計	11,897.9	11,594.3	10,290.4	10,795.1	10,405.9
川越市	水道用	10,004.0	10,268.7	11,500.9	13,046.8	12,823.0
	建築物用	2,164.6	2,323.6	2,202.6	2,424.6	2,315.4
	工業用	7,771.1	7,504.2	6,465.6	8,128.6	7,266.1
	計	19,939.8	20,096.5	20,169.1	23,600.0	22,404.5
東松山市	水道用	7,793.4	7,596.8	8,083.1	7,854.2	6,524.8
	建築物用	23.3	24.0	24.0	24.7	24.2
	工業用	2,149.2	1,975.9	1,367.1	1,679.2	1,571.7
	計	9,965.9	9,596.7	9,474.2	9,558.1	8,120.7

出典：「埼玉県地盤沈下調査報告書(令和元年度観測成果)」(令和 3 年 2 月、埼玉県)



## 5.1.4 交通の状況

### (1) 主要交通網

計画地周辺における交通網の状況は、図 5.1.4-1 に示すとおりである。

計画地周辺では、計画地の北側に隣接して圏央道が東西に、計画地の西側には隣接して一般国道 254 号が南北に走っており、圏央道と一般国道 254 号との交差部には、圏央道川島インターチェンジが位置している。圏央道の埼玉県内の区間は、平成 27 年 10 月に全線開通している。

このほか、計画地周辺では、東側を一般県道平沼中老袋線が、西側から計画地内を通過して北東方向へ主要地方道鴻巣川島線が走っている。

### (2) 道路交通量

計画地周辺の自動車交通量は表 5.1.4-1 に、自動車交通量調査地点は図 5.1.4-2 に示すとおりである。

交通量が最も多かったのは、計画地北側を走る一般国道 468 号(圏央道)で、昼間 12 時間自動車交通量が合計 16,036 台、24 時間自動車交通量が合計 21,710 台であった。

表 5.1.4-1 自動車交通量(平成 27 年度)

路線名	観測地点番号	観測地点	昼間 12 時間自動車交通量			24 時間自動車交通量		
			小型車(台)	大型車(台)	合計(台)	小型車(台)	大型車(台)	合計(台)
一般国道 468 号 (圏央道)	24060	坂戸 IC～川島 IC	10,488	5,548	16,036	13,389	8,321	21,710
	24070	川島 IC～桶川北本 IC	7,561	3,564	11,125	9,792	5,551	15,343
主要地方道 日高川島線	42410	—	4,937	725	5,662	6,339	965	7,304
主要地方道 鴻巣川島線	42470	—	5,339	1,586	6,925	7,109	1,894	9,003
一般県道 上伊草坂戸線	62340	坂戸市横沼 638	9,859	1,557	11,416	13,016	2,167	15,183
	62350	坂戸市横沼 562 付近	1,371	445	1,816	1,713	503	2,216
一般県道 平沼中老袋線	63210	川島町下伊草 567-1	6,243	1,864	8,107	8,377	2,243	10,620

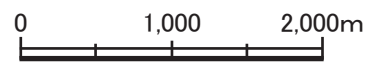
注) 表中の斜体表示は、非観測(推定値)を示す。

出典:「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(平成 29 年 3 月、埼玉県県土整備部道路政策課)



凡例

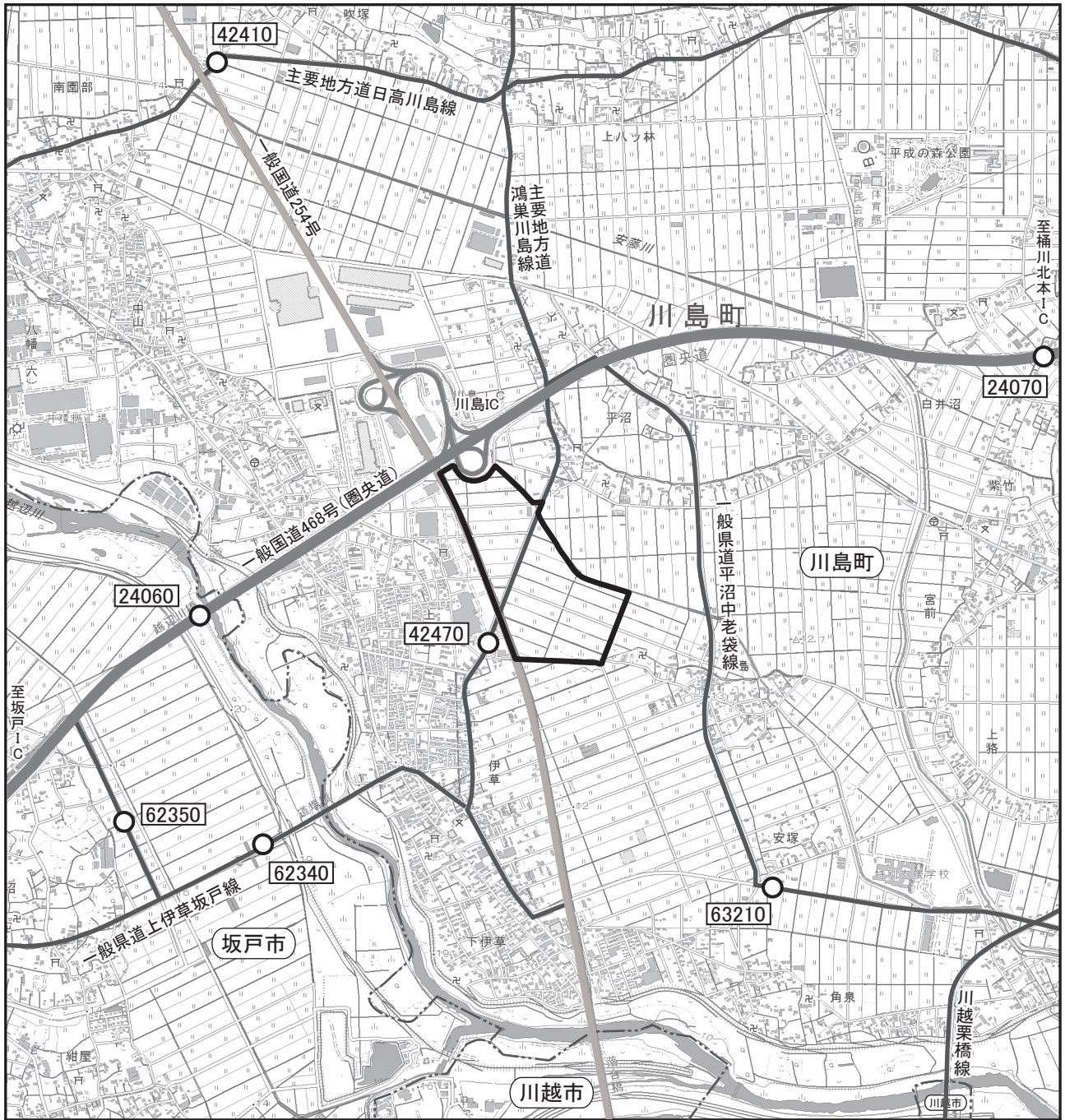
- |   |       |   |              |
|---|-------|---|--------------|
|  | : 計画地 |  | : 高速道路       |
|  | : 市町界 |  | : 国道         |
|   |       |  | : 主要地方道、一般県道 |



1 : 50,000

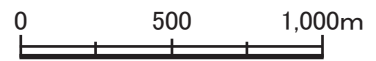
出典:「東松山県土整備事務所管内図」(平成27年9月、東松山県土整備事務所)  
「飯能県土整備事務所管内図」(平成27年7月、飯能県土整備事務所)  
「川越県土整備事務所管内図」(平成27年3月、川越県土整備事務所)  
「北本県土整備事務所管内図」(令和元年10月、北本県土整備事務所)

図5.1.4-1 交通網図



凡例

- |   |       |   |              |
|---|-------|---|--------------|
|  | : 計画地 |  | : 高速道路       |
|  | : 市町界 |  | : 国道         |
|   |       |  | : 主要地方道、一般県道 |
|   |       |  | : 交通量観測地点    |



1 : 25,000

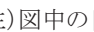
注) 図中の  内の数字は、表5.1.4-1の観測地点番号と対応している。  
 出典: 「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」  
 (平成29年3月、埼玉県県土整備部道路政策課)

図5.1.4-2 交通量調査地点

### 5.1.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

#### (1) 環境保全についての配慮が必要な施設

計画地周辺における環境保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況は、表 5.1.5-1 及び図 5.1.5-1 に示すとおりである。

計画地から最も近い環境保全についての配慮が必要な施設としては、計画地の西側約 300m に「町立さくら保育園」がある。

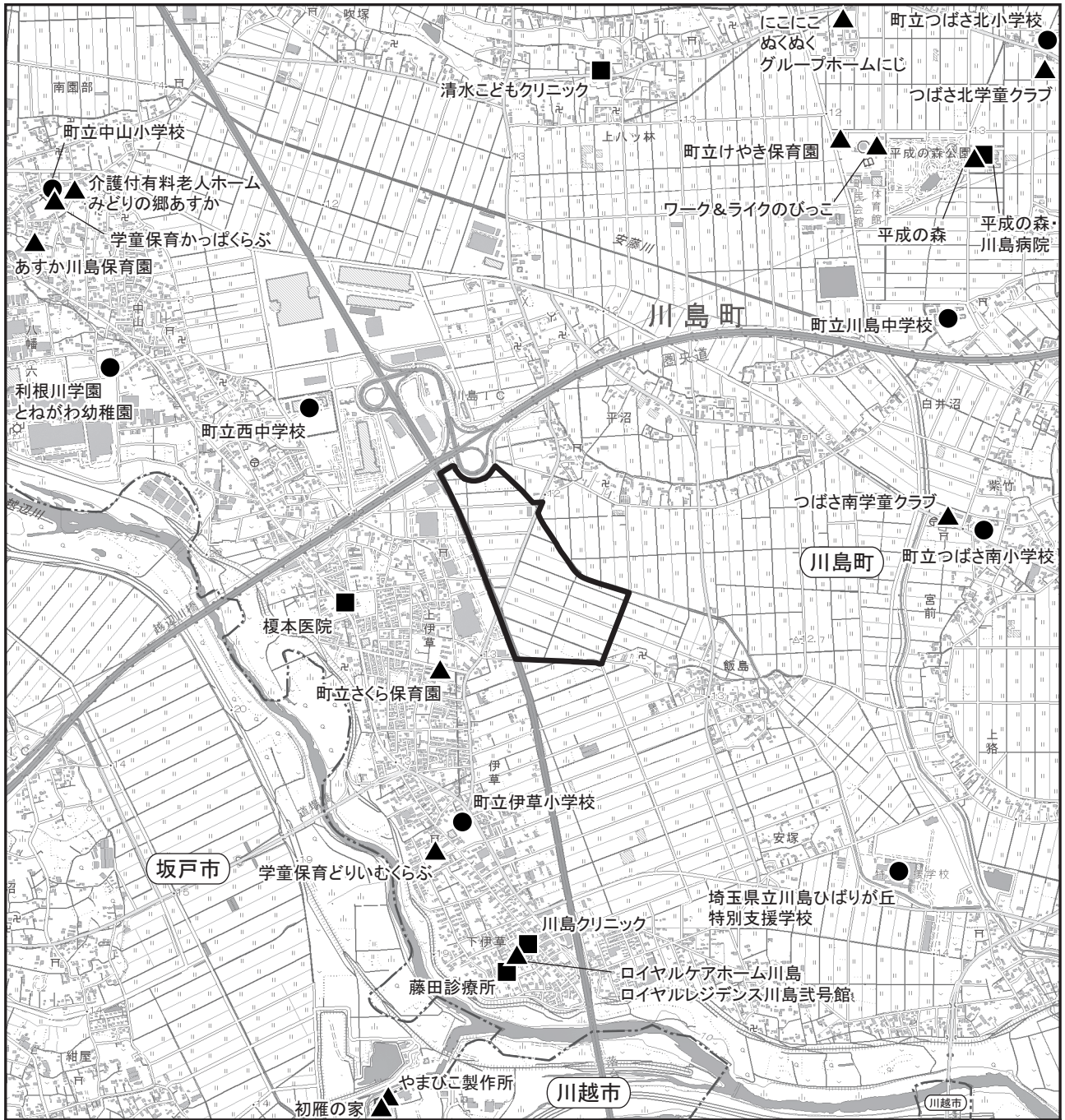
表 5.1.5-1 環境保全についての配慮が特に必要な施設

市 町	区 分		施設名
川島町	学校・ 幼稚園等	幼稚園	利根川学園とねがわ幼稚園
		小学校	町立中山小学校
			町立伊草小学校
			町立つばさ北小学校
			町立つばさ南小学校
	中学校	町立西中学校	
		町立川島中学校	
	特別支援学校	埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校	
	医療施設	病院	平成の森・川島病院
		診療所	榎本医院
			川島クリニック
			藤田診療所 清水こどもクリニック
	福祉施設	保育園	町立さくら保育園
			町立けやき保育園
			あすか川島保育園
		児童福祉施設	学童保育どりいむくらぶ
			学童保育かっぱくらぶ
			つばさ北学童クラブ
			つばさ南学童クラブ
		障害者福祉施設	にこにこ
			ぬくぬく
			ワーク&ライクのびっこ
			グループホームにじ
介護老人保健施設		平成の森	
サービス付き高齢者向け住宅		ロイヤルケアホーム川島	
	ロイヤルレジデンス川島式号館		
	介護付有料老人ホームみどりの郷あすか		
川越市	福祉施設	障害者福祉施設	初雁の家 やまびこ製作所

出典：「埼玉県医療機能情報提供システム」(埼玉県ホームページ)  
「埼玉県学校便覧」(埼玉県教育委員会ホームページ)  
「社会福祉施設等一覧」(埼玉県ホームページ)  
「町内の保育施設」「放課後児童クラブ」(川島町ホームページ)  
「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」(一般社団法人高齢者住宅協会ホームページ)  
「事業所のご紹介」(社会福祉法人ウイングホームページ)

#### (2) 住宅の分布状況

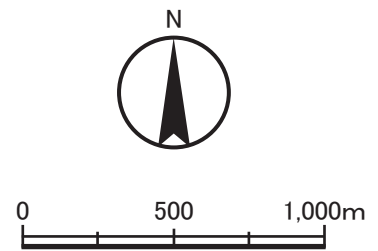
計画地及び周辺における都市計画法に基づく用途地域の指定状況は、図 5.1.2-2 に示したとおりである。計画地及び周辺においては、計画地西側を走る一般国道 254 号と一級河川越辺川の間には第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域に指定された地域が分布し、それぞれの地域に主に低層の住宅が分布している。



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 学校・幼稚園等
- : 医療施設
- : 福祉施設

出典:「埼玉県医療機能情報提供システム」(埼玉県ホームページ)  
「埼玉県学校便覧」(埼玉県教育委員会ホームページ)  
「社会福祉施設等一覧」(埼玉県ホームページ)  
「町内の保育施設」「放課後児童クラブ」(川島町ホームページ)  
「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」(一般社団法人高齢者住宅協会ホームページ)



1 : 25,000

図5.1.5-1 環境保全について配慮が必要な施設

## 5.1.6 下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備の状況

### (1) 下水道

関係市町における公共下水道整備状況は、表 5.1.6-1 に示すとおりである。

計画地が位置する川島町の下水道普及率は、51.0%となっている。

なお、「埼玉の下水道 2019」(埼玉県)によると、計画地は荒川右岸流域下水道の計画処理区域に含まれている。

表 5.1.6-1 公共下水道整備状況(令和元年度末)

市町名	区分	行政人口 (人) A	処理人口 (人) B	普及率 (%) B/A	
川島町	荒川右岸流域下水道	19,863	10,122	51.0	
坂戸市	単独公共下水道	100,778	73,002	72.4	
川越市	荒川右岸流域下水道	352,764	304,009	86.2	
	単独公共下水道	日高市へ流入	682	682	100.0
		坂鶴下水道組合へ流入	10	10	100.0
東松山市	単独公共下水道	90,187	44,710	49.6	

注) 行政人口は、令和 2 年 3 月末日現在の住民基本台帳人口

出典:「公共下水道整備状況一覧表」(令和元年度末、埼玉県ホームページ)

### (2) し尿処理

関係市町のし尿処理量は表 5.1.6-2 に、川島町のし尿処理量の推移は表 5.1.6-3 に示すとおりである。

計画地が位置する川島町では、平成 30 年度のし尿及び浄化槽汚泥の年間処理量は 5,813kL となっている。

川島町の平成 26 年度～平成 30 年度のし尿処理量の推移をみると、減少傾向で推移している。一方、浄化槽汚泥が占める割合は、平成 29 年度まで増加傾向であるが平成 30 年度は前年より減少している。

表 5.1.6-2 関係市町のし尿処理量(平成 30 年度実績)

関係市町	汲み取り		浄化槽汚泥		処理量合計 (kL)
	非水洗化人口 (人)	し尿年間処理量 (kL)	浄化槽人口 (人)	汚泥年間処理量 (kL)	
川島町	223	234	9,958	5,579	5,813
坂戸市	780	1,324	29,378	14,907	16,231
川越市	1,793	2,882	53,352	32,574	35,480
東松山市	1,809	1,335	46,562	16,956	18,291

出典:「一般廃棄物処理事業の概況～平成 30 年度実績～」(令和 2 年 7 月、埼玉県環境部資源循環推進課)

表 5.1.6-3 川島町のし尿処理量の推移

年度	収集量合計 (kL)	年間処理量(kL)		
		し尿処理量	浄化槽汚泥 処理量	合計
平成 26 年度	5,667	328	5,339	5,667
平成 27 年度	5,703	309	5,394	5,703
平成 28 年度	5,698	295	5,403	5,698
平成 29 年度	5,995	257	5,738	5,995
平成 30 年度	5,813	234	5,579	5,813

出典:「一般廃棄物処理事業の概況(平成 26～30 年度実績)」(各年、埼玉県環境部資源循環推進課)



### (3)ごみ処理

関係市町におけるごみ処理量は表 5.1.6-4 に、計画地が位置する川島町のごみ処理量の推移は表 5.1.6-5 に示すとおりである。

川島町のごみ処理量は、平成 26 年度以降は減少傾向にあり、1 人 1 日あたりの排出量も過去 5 年では減少している。

なお、川島町のし尿処理施設及びごみ処理施設である「川島町環境センター」(川島町大字曲師 370)は、図 5.1.6-1 に示すとおり、計画地の南東約 3.0km に位置している。

表 5.1.6-4 関係市町のごみ処理量(平成 30 年度実績)

年度	総人口(人) (計画収集人口)	搬入量(t)			合計	1人1日 あたりの 排出量 (g)
		生活系	事業系	集団 回収量		
川島町	20,361	5,264	1,558	348	7,170	965
坂戸市	101,227	22,768	5,245	663	28,676	776
川越市	352,990	76,324	27,670	6,130	110,124	855
東松山市	90,216	22,652	7,402	587	30,641	931

出典:「一般廃棄物処理事業の概況～平成 30 年度実績～」(令和 2 年 7 月、埼玉県環境部資源循環推進課)




表 5.1.6-5 川島町のごみ処理量の推移

年度	総人口(人) (計画収集人口)	搬入量(t)			合計	1人1日 あたりの 排出量 (g)
		生活系	事業系	集団 回収量		
平成 26 年度	21,309	5,570	2,409	586	8,565	1,101
平成 27 年度	21,088	5,566	2,152	578	8,296	1,075
平成 28 年度	20,801	5,471	2,130	552	8,153	1,074
平成 29 年度	20,597	5,220	1,851	407	7,478	995
平成 30 年度	20,361	5,264	1,558	348	7,170	965

出典:「一般廃棄物処理事業の概況(平成 26～30 年度実績)」(各年、埼玉県環境部資源循環推進課)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : し尿処理施設及びごみ処理施設

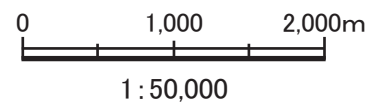


図5.1.6-1 し尿処理施設及びごみ処理施設位置

## 5.1.7 法令による指定及び規制等の状況

### (1) 大気汚染

#### ① 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準は、表5.1.7-1に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく大気汚染に係るダイオキシン類の環境基準は、表5.1.7-2に示すとおりである。

表 5.1.7-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	<長期的評価> 年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の年間98%値」という。)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	<長期的評価> 年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱は行わないこととして、その評価を行うものとする。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> <短期基準>長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行う。 <長期基準>測定結果の1年平均値について評価を行う。 環境基準達成状況については、上記の長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。ただし、年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしないものとする。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 環境基準が1年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点において1年平均値と認められる値を環境基準と比較して評価を行う。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

出典:「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日、環境庁告示第25号)  
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日、環境庁告示第38号)  
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日、環境庁告示第4号)  
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日、環境省告示第33号)

表 5.1.7-2 大気汚染に係るダイオキシン類の環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 同一測定点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日、環境庁告示第68号)

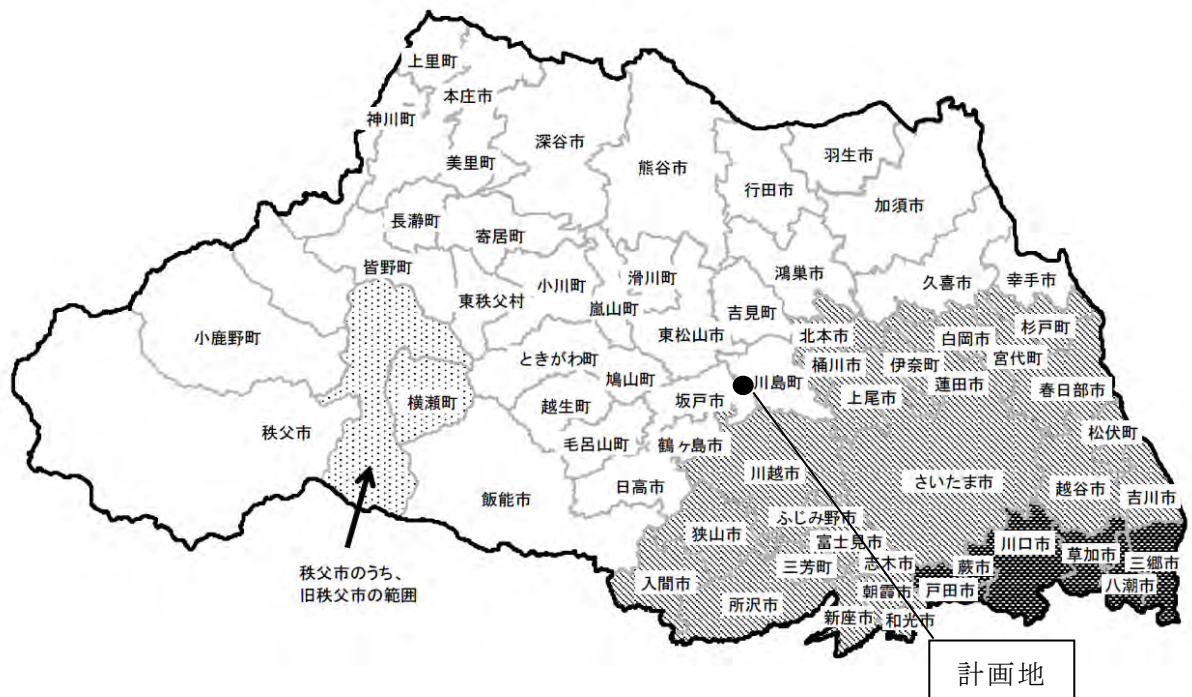
② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

(ア) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号) 及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年埼玉県条例第 57 号) に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準は、図 5.1.7-1 に示すとおりである。計画地は 100 号地域に該当するため、K 値 17.5 が適用される。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については埼玉県では 27 号地域のみが指定地域であるため、計画地には適用されない。



K 値

根拠法令 項目 地域	大 気 汚 染 防 止 法			埼玉県生活環境保全条例
	法第 3 条第 2 項 (地域区分)	法第 3 条第 2 項 (一般排出基準)	法第 3 条第 3 項 (特別排出基準) S49.4.1以降設置	条 例 第 5 0 条 新設・既設の区別なし
	27号地域	3.5	2.34	9.0
	26号地域	9.0	—	14.5
	28号地域	14.5	—	17.5
	100号地域	17.5	—	

出典:「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成 30 年 12 月、埼玉県環境部大気環境課)

図 5.1.7-1 硫黄酸化物に係る K 値規制図

(イ)ばいじん

ばい煙発生施設のうち、埼玉県において設置件数の多いばい煙発生施設及び本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンの「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準は、表 5.1.7-3 に示すとおりである。

表 5.1.7-3 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準(抜粋)

ばい煙発生施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m <sup>3</sup> N/h)	標準酸素 濃度 (On%)	一般排出 基準 (g/m <sup>3</sup> N)	備考	
					一般排出基準 (g/m <sup>3</sup> N)	On の扱い
ボイラー	ガス専焼 ボイラー	4 以上	5	0.05	—	—
		4 未満		0.10	—	—
	液体専焼 及び液体・ ガス混焼 ボイラー	20 以上	4	0.05	既設は当分の間 0.07	—
		4～20		0.15	既設は当分の間 0.18	—
		1～4		0.25	—	—
		1 未満		0.30	—	当分の間 Os
ガスタービン		—	16	0.05	昭和 63 年 1 月 31 日までに設置され た施設及び非常 用施設は当分の 間適用を猶予する	

注) 1. 既設とは昭和 57 年 6 月 1 日以前に設置された施設をいう。

2. 標準酸素濃度が Os とは、標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。

出典:「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成 30 年 12 月、埼玉県環境部大気環境課)

## (ウ)窒素酸化物

ばい煙発生施設に係る基準は、「大気汚染防止」に基づく排出基準と、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準がある。ばい煙発生施設のうち、本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンについて、窒素酸化物の排出基準及び指導基準は表 5.1.7-4 に示すとおりである。

また、有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素等についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき排出基準が定められている。

表 5.1.7-4 「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準(抜粋)

ばい煙施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m <sup>3</sup> N/h)	標準酸素 濃度 (O <sub>2</sub> %)	排出基準 <sup>※4</sup> (ppm)	指導基準 <sup>※5</sup> (ppm)
ボイラー	ガス専焼ボイラー	50 以上	5	60	-
		10～50		100	-
		4～10		100	-
		1～4		100	-
		1 未満		150	-
	排煙脱硫装置付 <sup>※1</sup> 液体燃焼ボイラー (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	130	120
		4～50		150	140
		1～4		150	140
		1 未満		180	160
	液体燃焼ボイラー <sup>※2</sup> (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	130	120
		4～50		150	140
		1～4		150	140
1 未満		180		160	
ガスタービン <sup>※3</sup>	ガス専焼	4.5 以上	16	70	10
		4.0～4.5			10
		4.0 未満			20
	液体燃焼	4.5 以上			10
		4.0～4.5			10
		4.0 未満			20
					20

注)※1. 昭和 52 年 6 月 18 日以前に排煙脱硫装置をつけたもの(排ガス量が 1 万 m<sup>3</sup>N/h 未満のものについては、昭和 52 年 9 月 10 日以前)。

※2. 液体燃焼ボイラーのうち昭和 52 年 9 月 9 日までに設置された排ガス量が 5,000m<sup>3</sup>N/h 未満の過負荷燃焼型ものは適用が除外される。

※3. 非常用施設については、当分の間、排出基準は適用されない。

※4. 排出基準については、ボイラーは昭和 52 年 9 月 10 日以降、ガスタービンは平成 3 年 2 月 1 日以降に設置のものについての数値。

※5. 指導基準は、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関は全ての施設、左記以外は最大排ガス 5,000m<sup>3</sup>N/h 以上の施設に適用される。なお、熱源として電気を使用するもの、予備施設及び非常施設は除く。

出典:「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成 30 年 12 月、埼玉県環境部大気環境課)

(工)揮発性有機化合物(VOC)

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物(VOC)発生施設に係る排出基準は、表 5.1.7-5 に示すとおりである。

表 5.1.7-5 「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物(VOC)の排出基準

VOC排出施設		規模要件	排出基準
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m <sup>3</sup> /時以上	600ppmC
2	塗装施設(吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 100,000m <sup>3</sup> /時以上	自動車製造の用に供するもの 既設 : 700ppmC 新設 : 400ppmC
			その他の塗装施設 700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗 装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が 10,000m <sup>3</sup> 以上	木材・木製品(家具を含む)の 製造に供するもの 1,000ppmC
			その他のもの 600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラ ミネート容器包装、粘着テープ・粘着シ ートまたは剥離紙の製造における接着 の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m <sup>3</sup> /時以上	1,400ppmC
5	接着の用に供する乾燥施設(木材・木 製品の製造の用に供する施設及び 4 の項に掲げる施設を除く。)	送風機の送風能力が 15,000m <sup>3</sup> /時以上	1,400ppmC
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥 施設	送風機の送風能力が 7,000m <sup>3</sup> /時以上	400ppmC
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 27,000m <sup>3</sup> /時以上	700ppmC
8	工業製品の洗浄施設(洗浄の用に供 する乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面 の面積が 5m <sup>2</sup> 以上	400ppmC
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパス カルを超える揮発性有機化合物の貯 蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部 浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量が 1,000kL 以上	新設 全て: 60,000ppmC
			既設 2,000kL 以上: 60,000ppmC 2,000kL 未満: 当分の間猶予

- 注) 1. 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設において、送風機がない場合は、送風機の排風能力を規模の指標とする。また、複数ある場合には、その能力を合算する。  
 2. 「送風機」は、施設内循環のみを目的に設置される場合、規制対象に含まないものとする。  
 3. 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含む。  
 4. 「乾燥施設」は VOC を蒸発させるもの、「洗浄施設」は VOC を洗浄剤として用いるもの。  
 5. 既設とは、平成 18 年 4 月 1 日において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む)。  
 6. ppmC とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百分率を示す。

出典:「埼玉県の大气規制揮発性有機化合物(VOC)炭化水素類関係」(平成 30 年 8 月、埼玉県環境部大気環境課)

(オ)炭化水素

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の発生施設に係る規制基準及び規模要件は、表 5.1.7-6(1)～(2)に示すとおりである。

表 5.1.7-6(1) 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の規制基準

項	施設の種類	規制基準
1	貯蔵用屋外タンク	1 タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンクまたはこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構造とし、適正に管理すること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
2	給油用地下タンク	1 タンク自動車のタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
3	出荷用ローディングアーム	1 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
4	ドライクリーニング用乾燥機	処理設備(内蔵されるものを含む。)を設置し、適正に稼働させること。
5	製造設備	1 密閉できる構造とし、適正に管理すること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
6	使用施設	1 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷またはプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設 ・規制基準:イ、ロまたはハ(いずれかを選択することができる) 2 1を除く使用施設 ・規制基準:イまたはロ(いずれかを選択することができる)  【規制基準】 イ 使用施設を設置する工場または事業場における A の値が 30%以下であること。 $A = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量(kg)}}{\text{原材料の年間使用量(kg)}} \times 100$ ロ 使用工場等における次の式により算定される B の値が 50%以下であること。 $B = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量(kg)}}{\text{原材料に含まれる揮発性物質の年間使用量(kg)}} \times 100$ ハ 処理設備を設置し、適正に稼働させること。

注) 施設の種類ごとに定められた規制基準のいずれかに該当すること。

出典:「埼玉県の大気規制揮発性有機化合物(VOC)炭化水素類関係」(平成 30 年 8 月、埼玉県環境部大気環境課)



表 5.1.7-6(2) 指定炭化水素類発生施設

項	施設の種類	規制対象規模
1	貯蔵用屋外タンク	炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンク(一タンクの貯蔵容量が 500kL 以上のもの)
2	給油用地下タンク	燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク(一事業所における当該タンクの貯蔵容量の合計が 27kL 以上となる事業所に設置されているもの)
3	出荷用ローディングアーム	出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンクに設置されているもの(一事業所におけるタンクの貯蔵容量の合計が 1,000kL 以上となる事業所に設置されているもの)
4	ドライクリーニング用乾燥機	ドライクリーニング溶剤として炭化水素類等を使用するすべての洗濯機の洗濯定格能力の合計が 23kg 以上となる事業所に設置されているもの
5	製造設備	炭化水素類等の製品(食料品を除く。)を製造する設備のうち、ろ過、混合、攪拌又は加熱をする設備で、その設備の定格容量が 180kL 以上であること
6	使用施設	<p>物(食料品を除く。)の製造において炭化水素類(燃料として使用するものを除く。)を使用する規則で定める施設※</p> <p style="text-align: center;">(炭化水素類等の最大の使用量の合計が一日当たり 500kg 以上、又は当該炭化水素類等に含まれる揮発性物質の最大の使用量の合計が一月当たり 5,000kg 以上である事業所に設置されている施設が対象)</p> <p>※規則で定める施設(規則第 30 条第 2 項、規則別表第 3)</p> <p>①塗装の用に供する施設(塗装、乾燥又は焼付け施設)</p> <p>②印刷の用に供する施設(印刷、乾燥又は焼付け施設)</p> <p>③接着の用に供する施設(接着又は乾燥施設)</p> <p>④その他の施設(洗浄、乾燥、焼付け、分離、混合、吸収、精製、晶出、蒸発、蒸留、抽出、濃縮、合成、分解、重合、反応を行うもの)</p>

注)「指定炭化水素類発生施設」は、高圧ガス保安法の適用を受ける施設を除く。

出典:「埼玉県の大気規制揮発性有機化合物(VOC)炭化水素類関係」(平成 30 年 8 月、埼玉県環境部大気環境課)

## イ. 自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月法律第70号)に基づき、埼玉県では61市町村が対策地域に指定されており、川島町についても対策地域に指定されている。対策地域は、図 5.1.7-2 に示すとおりである。

「自動車 NOx・PM 法」により、対策地域内において表 5.1.7-7(1) に示す排出基準を満たさない車両については、新車の登録を行うことができず、使用過程車は猶予期間経過後に登録更新することができない。

また、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、県の粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は県内全域で運行が禁止されている(県外から流入するディーゼル車も対象)。埼玉県の粒子状物質排出基準は表 5.1.7-7(2) に示すとおりである。



出典:「《参考》自動車 NOx・PM 法の車種規制の概要」(埼玉県ホームページ)

図 5.1.7-2 自動車 NOx・PM 法対策地域

表 5.1.7-7(1) 「自動車 NOx・PM 法」に基づく排出基準

車種		排出基準	
ディーゼル乗用車		NOx:0.48g/km (昭和 53 年規制ガソリン車並) PM :0.055g/km	
バス・トラック等 (ディーゼル車、 ガソリン車、LPG 車)	車 量 総 重 量 区 分	1.7t 以下	NOx:0.48g/km (昭和 63 年規制ガソリン車並) PM :0.055g/km
		1.7t 超 2.5t 以下	NOx:0.63g/km (平成 6 年規制ガソリン車並) PM :0.06g/km
		2.5t 超 3.5t 以下	NOx:5.9g/kWh (平成 7 年規制ガソリン車並) PM :0.175g/kWh
		3.5t 超	NOx:5.9g/kWh(平成 10 年、平成 11 年規制ディーゼル車並) PM :0.49g/kWh(平成 10 年、平成 11 年規制ディーゼル車並)

出典:「自動車 NOx・PM 法の車種規制について」(平成 17 年 9 月、環境省)

表 5.1.7-7(2) 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく粒子状物質の排出基準

車種		排出基準	
ディーゼル車の貨物・乗合(バス)・ 特種自動車(ディーゼル乗用車、乗 用車をベースに改造した特種自動 車は対象外)	車 量 総 重 量 区 分	1.7t 以下	0.052g/km
		1.7t 超 2.5t 以下	0.06g/km
		2.5t 超	0.18g/kWh

注) 初度登録の日から 7 年間は、規制を適用しない。

出典:「埼玉県生活環境保全条例による自動車対策の概要」(令和元年 8 月、埼玉県大気環境課)

## (2) 水 質

### ① 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)のうち、河川に係る環境基準は表5.1.7-8(1)～(3)に、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)は表5.1.7-8(4)に示すとおりである。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係るダイオキシン類の環境基準(平成11年環境庁告示第68号)は、表5.1.7-8(5)に示すとおりである。

表 5.1.7-8(1) 人の健康の保護に関する環境基準(河川)

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
	2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
	3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
	4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日、環境庁告示第59号)

表 5.1.7-8(2) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考  
 1. 基準値は、日間平均値とする。  
 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。  
 注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4. 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日、環境庁告示第59号)

表 5.1.7-8(3) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考  
 基準値は、年間平均値とする。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日、環境庁告示第59号)

表 5.1.7-8(4) 地下水の環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 または 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 または 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 または 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号)

表 5.1.7-8(5) 水質の汚濁に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値(年間平均値)
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注)水底の底質を除く。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日、環境庁告示第 68 号)

## ② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

### ア. 水質汚濁防止法等に基づく排水基準、及び指定水域または指定地域

水質汚濁に関しては「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に加え、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例(上乘せ条例)」(昭和 46 年埼玉県条例第 61 号)及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水規制等がある。

「埼玉県生活環境保全条例」では、特定施設の種類(業種その他の区分)及び排出水の量に応じた上乘せ基準が設定され、県内全域の公共用水域について適用されている。

なお、本事業において発生する排水については、公共下水道に放流する計画であり、上記の排水基準の適用を受けない。一方、表 5.1.7-9 に示すとおり、「下水道法」(昭和 33 年法律第 79 号)に基づく特定事業場及び除害施設からの下水の排除基準の適用を受ける。

表 5.1.7-9 「下水道法」に基づく特定事業場及び除害施設からの下水の排除基準

項目	排出基準	項目	排出基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下	ほう素及びその化合物*1	10mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L 以下		230mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	ふっ素及びその化合物*1	8mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下		15mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	フェノール類	5mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	銅及びその化合物	3mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	クロム及びその化合物	2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	ダイオキシン類	10pg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	アンモニア性窒素、亜硝酸 酸性窒素及び硝酸性窒 素含有量	380mg/L 未満
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	水素イオン濃度 (pH)	5 超え 9 未満
シス-1,2-ジクロロエチレ ン	0.4mg/L 以下	生物化学的酸素要求 量 (BOD)	600mg/L 未満
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	浮遊物質 (SS)	600mg/L 未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (鉱油類含 有量)	5mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (動植物油 脂類含有量)	30mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下	窒素含有量	240mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下	燐含有量	32mg/L 未満
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	沃素消費量*2	220mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下		

注) \*1: 上段の数値は、河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道または当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準、下段の数値は、海域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道または当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準を示す。

\*2: 沃素消費量は、除害施設の排除基準である。

出典:「下水道施行令」(昭和 34 年 4 月 22 日政令第 147 号)

### (3) 騒音

#### ① 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準(平成 10 年環境庁告示第 64 号)は、表 5.1.7-10 に示すとおりである。

計画地及び周辺地域は、用途地域に応じて、それぞれ環境基準が定められている。計画地は市街化調整区域に位置しており、一般地域の B 類型の基準の適用を受ける。

表 5.1.7-10 騒音に係る環境基準

単位:dB

地域の類型/地域の区分		時間の区分		
		昼間 (午前 6 時から 午後 10 時)	夜間 (午後 10 時から 午前 6 時)	
一般地域	A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	55	45
	B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55	45
	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60	50
道路に面する地域		A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
		B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60
幹線交通を担う道路に近接する空間(特例)*			70	65

\*個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下)によることができる。

注) 1. 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

・2 車線以下の車線を有する道路 15m

・2 車線を超える車線を有する道路 20m

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)

「騒音に係る環境基準」(埼玉県ホームページ)



② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準

川島町における「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準は、表 5.1.7-11 に示すとおりである。

計画地は市街化調整区域に位置しており、1号区域の基準が適用される。

表 5.1.7-11 「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

基準種別		特定建設作業	基準値 (dB)	作業禁 止時間	最大作業 時間	最大作 業日数	作業禁 止日
区域の区分							
1号 区域	第1種・第2種低層住居 専用地域 田園住居地域 第1種・第2種中高層住 居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない 区域 都市計画区域外(一部 地域) 上記以外の区域で、学 校、保育所、病院、有床 診療所、図書館、特別 養護老人ホーム、幼保 連携型認定こども園の周 囲おおむね 80m 以内の 区域	1 くい打機(もんけんを除く。)、く い抜機又はくい打くい抜き機 (圧入式を除く。)を使用する作 業(くい打機をアースオーガーと 併用する作業を除く。) 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業(作業 地点が連続的に移動する作業 にあつては、1日における当該 作業に係る2地点間の最大距 離が 50m を超えない作業に限 る。) 4 空気圧縮機(電動機以外の原動 機を用いるもの、その原動機の 出力が 15kW 以上のものに限 る。)を使用する作業(さく岩機 の動力として使用する作業を除 く。) 5 コンクリートプラント(混練機の混 練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のものに 限る。)又はアスファルトプラント (混練機の混練重量が 200kg 以 上のものに限る。)を設けて行 う作業(モルタルを製造するため にコンクリートプラントを設けて 行う作業を除く。)	85	午後7時 ～ 午前7時	10時間/日	連続 6日	日曜・ 休日
	2号 区域	工業地域 工業専用地域					

注) 1. 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

2. 区域区分は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。

出典: 「騒音・振動の規制について」(埼玉県ホームページ)

## イ. 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

川島町における「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 5.1.7-12 に示すとおりである。

計画地及び周辺地域は、用途地域に応じて、それぞれ要請限度が定められている。計画地は市街化調整区域に位置しており、b区域の基準が適用される。

表 5.1.7-12 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

単位: dB

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 午前 6 時まで)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 (75)	55 (70)
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 (75)	65 (70)
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 (75)	70 (70)

注) 1. ( )内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度である。

2. a区域: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b区域: 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域

c区域: 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域及び工業地域

出典: 「令和2年版埼玉県環境白書」(令和2年12月、埼玉県)

## ウ. 騒音規制法に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

川島町における「騒音規制法」及び「埼玉県生活保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準の区域の区分及び基準は、表 5.1.7-13 に示すとおりである。

計画地が位置する川島町は、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」の規制地域に指定されている。計画地は市街化調整区域に位置しており、第2種区域の基準が適用される。

表 5.1.7-13 「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく  
特定工場に係る騒音の規制基準

単位：dB

時間区分 区域区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌朝の午前6時まで)
第1種区域	50	45	45
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	60

注) 1. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は、次のとおりである。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

第2種区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない区域、都市計画区域外(一部地域)

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第4種区域：工業地域、工業専用地域のうち比企郡川島町大字戸守及び吉見町大字下細谷並びに北葛飾郡松伏町田島東の区域及び工業専用地域を除く都市計画区域との境界線から内部への水平距離が100mまでの区域

2. 第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表に掲げる数値から5dB減じた値である。

出典：「騒音・振動の規制について」(埼玉県ホームページ)

(4) 振 動

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

川島町における「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく特定建設作業振動に係る規制基準は、表 5.1.7-14 に示すとおりである。

計画地は市街化調整区域に位置しており、1 号区域の基準が適用される。

表 5.1.7-14 「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

基準種別		特定建設作業	基準値 (dB)	作業禁 止時間	最大作業 時間	最大作 業日数	作業禁 止日
区域の区分							
1 号 区域	第1種・第2種低層住居専 用地域 田園住居地域 第1種・第2種中高層住居 専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区 域 都市計画区域外(一部地 域) 上記以外の区域で、学 校、保育所、病院、有床 診療所、図書館、特別養 護老人ホーム、幼保連携 型認定こども園の周囲お おむね 80m 以内の区域	1 くい打機(もんけんを除く。)、く い抜機又はくい打くい抜き機 (圧入式を除く。)を使用する作 業(くい打機をアースオーガーと 併用する作業を除く。) 2 鋼球を使用して建築物その他の 工作物を破壊する作業 3 舗装版破碎機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する 作業にあつては、1 日における 当該作業に係る 2 地点間の最 大距離が 50m を超えない作業 に限る。) 4 ブレーカーを使用する作業(作 業地点が連続的に移動する作 業にあつては、1 日における当 該作業に係る 2 地点間の最大 距離が 50m を超えない作業に 限る。)	75	午後7時 ～ 午前7時	10時間/日	連続 6日	日曜・ 休日
	2 号 区域	工業地域		午後10時 ～ 午前6時			

注)1. 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

2. 区域区分は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。

出典:「騒音・振動の規制について」(埼玉県ホームページ)

## イ. 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

川島町における「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 5.1.7-15 に示すとおりである。

計画地及び周辺地域は、用途地域に応じて、それぞれ要請限度が定められている。計画地は市街化調整区域に位置しており、計画地周辺の道路については第1種区域の基準が適用される。

表 5.1.7-15 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

単位: dB

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から 午前8時まで)
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域 田園住居地域	65	60
	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域		
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

出典:「令和元年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(令和3年4月、埼玉県環境部)

## ウ. 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場に係る振動の規制基準

川島町における「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準は、表 5.1.7-16 に示すとおりである。

計画地が位置する川島町は、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」の規制地域に指定されている。計画地は市街化調整区域に位置しており、第1種区域の基準が適用される。

表 5.1.7-16 「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく  
特定工場等に係る振動の規制基準

単位: dB

区域区分		時間区分	
		昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から 午前8時まで)
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域 田園住居地域	60	55
	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない区域 都市計画区域外		
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65	60

注) 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表に掲げる数値から5dB減じた値である。

出典:「騒音・振動の規制について」(埼玉県ホームページ)

(5) 土壤汚染

① 環境基本法に基づく土壤汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壤の汚染に係る環境基準は表 5.1.7-17 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壤の汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表 5.1.7-18 に示すとおりである。

表 5.1.7-17 土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

出典:「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号)

表 5.1.7-18 土壤の汚染に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日、環境庁告示第 68 号)

## (6) 地盤沈下

### ① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

川島町は、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)及び「建築物用地下水採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号)の規制地域には指定されていない。

「埼玉県生活環境保全条例」では、地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域として、地下水の採取を規制する地域として指定している。川島町は、図 5.1.7-3 に示すとおり第一種指定地域に指定されている。



出典:「地下水採取の規制」(平成 31 年 2 月、埼玉県環境部)

図 5.1.7-3 地下水採取規制地域

(7) 悪臭

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

川島町は、図 5.1.7-4 に示すとおり「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づく特定悪臭物質(22 物質)濃度規制地域に指定されている。規制基準は、表 5.1.7-19(1)~(2)に示すとおりである。計画地は農業振興地域に含まれていることから(図 5.1.2-2 参照)、B 区域の基準が適用される。関係市町である坂戸市、川越市及び東松山市は、臭気指数による規制地域に指定されている。

また、川島町は図 5.1.7-5 に示すとおり「埼玉県生活環境保全条例」に基づく悪臭規制地域に指定されており、規制対象業種の規制基準が定められている。規制対象業種は表 5.1.7-20 に、規制基準は表 5.1.7-21 に示すとおりである。なお、坂戸市、川越市及び東松山市は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく悪臭規制地域に指定されていない。



出典:「悪臭の規制について」(埼玉県ホームページ)

図 5.1.7-4 悪臭防止法規制地域



出典:「悪臭の規制について」(埼玉県ホームページ)

図 5.1.7-5 埼玉県生活環境保全条例規制地域



表 5.1.7-19(1) 「悪臭防止法」に基づく規制基準(敷地境界及び排出口)

特定悪臭物質の種類	敷地境界(ppm)			排出口 (Nm <sup>3</sup> /h)
	A区域	B区域	C区域	
アンモニア	1	1	2	注 2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004	—
硫化水素	0.02	0.02	0.06	注 2
硫化メチル	0.01	0.01	0.05	—
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03	—
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02	注 2
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1	—
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1	注 2
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07	
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.009	0.02	
イソバレールアルデヒド	0.003	0.003	0.006	
イソブタノール	0.9	0.9	4	
酢酸エチル	3	3	7	
メチルイソブチルケトン	1	1	3	
トルエン	10	10	30	
スチレン	0.4	0.4	0.8	
キシレン	1	1	2	注 2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07	—
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002	
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002	
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004	

注) 1. 区域の区分は次のとおりとする。

A区域: 比企郡川島町、秩父市横瀬町及び南埼玉郡宮代町の区域(B区域及びC区域を除く)

草加市及び八潮市については、全域にA区域の規制基準を適用する。

B区域: 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定による農業振興地域の指定がされている区域

C区域: 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定による工業地域又は工業専用地域の指定がされている区域

2.  $q = 0.108 \times He^2 \times Cm$

$q$  : 流量(Nm<sup>3</sup>/h)

$He$  : 補正された排出口の高さ(m)

(補正された排出口の高さが5m未満となる場合については、 $q$ の式は適用しない。)

$Cm$  : 敷地境界における規制基準値(ppm)

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$Ho$  : 排出口の実高さ(m)

$Q$  : 温度 15℃における排出ガスの流量(m<sup>3</sup>/秒)

$V$  : 排出ガスの排出速度(m/秒)

$T$  : 排出ガスの温度(°K)

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \times \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

出典: 「悪臭防止法施行規則」(昭和47年5月30日総理府令第39号)

「悪臭の規制について」(埼玉県ホームページ)

表 5.1.7-19(2) 「悪臭防止法」に基づく規制基準(排水)

特定悪臭物質	排水の流量 (m <sup>3</sup> /s)	排水の濃度(mg/L)		
		A区域	B区域	C区域
メチルメルカプタン	0.001以下	0.03	0.03	0.06
	0.001を超え0.1以下	0.007	0.007	0.01
	0.1を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001以下	0.1	0.1	0.3
	0.001を超え0.1以下	0.02	0.02	0.07
	0.1を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001以下	0.3	0.3	2
	0.001を超え0.1以下	0.07	0.07	0.3
	0.1を超過	0.01	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001以下	0.6	0.6	2
	0.001を超え0.1以下	0.1	0.1	0.4
	0.1を超過	0.03	0.03	0.09

注) 1. 区域の区分は次のとおりとする。

A区域: 比企郡川島町、秩父市横瀬町及び南埼玉郡宮代町の区域(B区域及びC区域を除く)

草加市及び八潮市については、全域にA区域の規制基準を適用する。

B区域: 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定による農業振興地域の指定がされている区域

C区域: 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定による工業地域又は工業専用地域の指定がされている区域

2.  $CLm = k \times Cm$

$CLm$ : 悪臭物質の排水中の濃度(mg/L)

$k$ : 悪臭物質の種類及び排水量ごとに定められた値(mg/L)

$Cm$ : 敷地境界における規制基準値(ppm)

出典: 「悪臭防止法施行規則」(昭和47年5月30日総理府令第39号)

「悪臭の規制について」(埼玉県ホームページ)

表 5.1.7-20 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制対象業種

No	規制対象業種
1	塗装工事業
2	食料品製造業
3	合板製造業
4	家具製造業
5	パルプ・紙・紙加工品製造業(塗工紙製造業以外のものについては、有機溶剤を使用して製造又は加工を行うものに限る)
6	印刷業
7	化学工業
8	プラスチック製品製造業(強化プラスチック製板・棒・管・継ぎ手製造業及び強化プラスチック製容器・浴槽等製造業を除く)
9	ゴム製品製造業
10	電線・ケーブル製造業
11	金属製品製造業(塗装工程を有するものに限る)
12	一般機械器具製造業(塗装工程を有するものに限る)
13	輸送用機械器具製造業(塗装工程を有するものに限る)

出典: 「悪臭の規制について」(埼玉県ホームページ)

表 5.1.7-21 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく悪臭に係る規制基準

区域の区分		許容限度	
		敷地の境界線	気体排出口
第1種 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域 都市計画区域のうち用途地域の指定がされていない区域 都市計画区域の指定がされていない区域	臭気濃度 10	臭気濃度 300
第2種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	臭気濃度 20	臭気濃度 500
第3種 区域	工業地域 工業専用地域	臭気濃度 30	臭気濃度 1,000

出典:「悪臭の規制について」(埼玉県ホームページ)

## (8) 景 観

埼玉県では、「景観法」に基づき、地域の特性を生かした景観形成を進めるため「埼玉県景観条例」(平成 19 年 7 月埼玉県条例第 46 号)を制定し、「埼玉県景観計画」(平成 19 年 8 月 31 日告示、平成 28 年 3 月 29 日変更告示、平成 28 年 4 月 1 日施行)を策定している。

「埼玉県景観計画」では、埼玉県の全域を景観計画区域に定めるとともに、景観計画区域内を景観上の特性や課題が異なる区域に区分し、景観形成に関する方針等を定めている。なお、川島町、坂戸市及び東松山市は全域が特定課題対応区域に指定されている。また、川越市は、埼玉県の景観計画区域外であるが、「川越市都市景観条例」に基づき市全域が景観計画区域に指定されている。

## (9) 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年、法律第 137 号)において、また埼玉県では「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県では、平成 28 年 3 月に「第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定している。この計画は、平成 28～32 年度を計画期間とし、「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会を目指して」を目指す方向性に掲げ、具体的には平成 32 年度の目標値を設定、「3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「環境産業の育成」、「災害廃棄物対策の推進」を 4 つの柱として施策を展開することとしている。

## (10) 地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年、法律第 117 号)において、特定排出者(温室効果ガスを相当程度多く排出する者)に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(平成 20 年 5 月改正、法律第 47 号)においては、エネルギー使用量(原油換算値)が 1,500kL/年以上の事業者の目標である「中長期的にみて年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減」に加え、具体的な指針として「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」が制定されており、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者及び荷主に対しても、省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量の報告の義務付けに加え、電気の需要の平準化に資する措置に関する指針が制定されている。

埼玉県では、地球温暖化対策に関し必要な事項を定め、県、事業者、県民、環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進することにより低炭素社会の実現により良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とした「埼玉県地球温暖化対策推進条例」(平成 21 年 3 月)を制定している。また、令和 2 年 3 月には「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第 2 期)」を策定し、2030 年度における埼玉県の温室効果ガス削減目標(2013 年度比 26%削減)を示すとともに、将来像として「脱炭素社会」及び「気候変動に適応した持続可能な社会」の実現を目指すこととしている。

(11) 自然関係法令等

計画地及び周辺地域における自然環境保全に係る法令等による指定の状況は、表 5.1.7-22 に示すとおりである。

計画地は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく特定猟具使用禁止区域(銃)などに指定されている。

表 5.1.7-22 計画地及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

指定地域		指定等の有無		関係法令等	
		計画地	調査対象地域		
自然保護関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全体法
		自然環境保全地域	×	×	
		県自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全体法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		国指定鳥獣保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		県指定鳥獣保護区	×	×	
		特別保護地区	×	×	
鳥獣保護区		×	×		
特定猟具使用禁止区域(銃)		○	○		
指定猟法禁止区域(鉛散弾)		×	○		
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約		
国土防災関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	×	○		
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域		×	×	工業用水法
		○	○	埼玉県生活環境保全条例	
土地利用関連	市街化調整区域	○	○	都市計画法	
	農用地区域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	
	地域森林計画対象民有林	×	×	森林法	
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物 (国・県・市・町指定)	×	×	文化財保護法	
		×	○	埼玉県文化財保護条例	
		×	×	川島町文化財保護条例	
		-	○	坂戸市文化財保護条例	
		-	×	川越市文化財保護条例	
-	×	東松山市文化財保護条例			
景観保全	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域	○	○	埼玉県景観条例	
		-	×	川越市都市景観条例	

注) 調査対象地域: 計画地周辺 3km の範囲